



新座市 内水ハザードマップ

保存版

新座市 危機管理室 〒352-8623 埼玉県新座市野火一丁目1番1号 本庁舎3階 TEL 048-477-2502 令和8年3月作成

内水ハザードマップとは？

内水ハザードマップとは、水路や下水道の排水能力を上回る大雨が降った場合に、浸水が広がる区域や、避難場所、避難時の危険箇所、関連する防災施設等を示したものです。また、災害への備えや避難時の情報の入手方法等も記載していますので、安全な避難や日ごろからの備えに役立ててください。

浸水想定区域は、想定される最大の降雨量である1時間あたり153mmの大雨が降った場合に浸水が広がる区域と浸水深を想定して掲載しています。また、雨の降り方によっては、これ以上の区域に浸水する場合や、浸水が深くなる場合もありますので、ご注意ください。

内水は、河川の堤防を水が越えたり、堤防が決壊して浸水したりする洪水とは異なりますので、洪水・土砂災害ハザードマップもあわせてご確認ください。

浸水想定条件

内水浸水想定区域図：新座市作成（令和6年度実施）
 水防法第14条の2第2項に基づく
 対象降雨：想定最大規模降雨（1時間雨量153mm 24時間雨量360mm 総雨量390.5mm）
 対象区域：公共下水道等の排水区域（市内全域ではありません）。市外は対象外です。

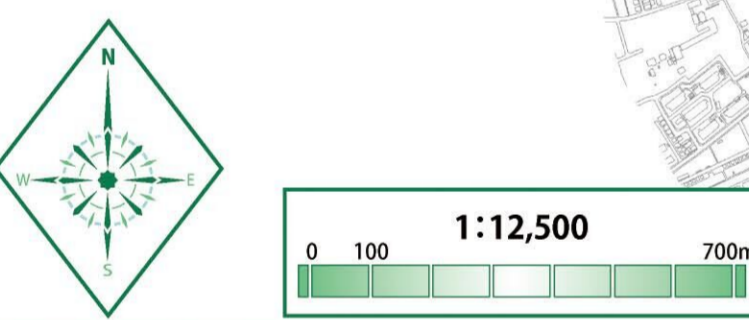
河川の影響や前提条件の違いなどから、浸水想定区域に指定されていない区域でも浸水することがあります。周囲の状況をよく見て、避難の判断をしてください。

施設等凡例

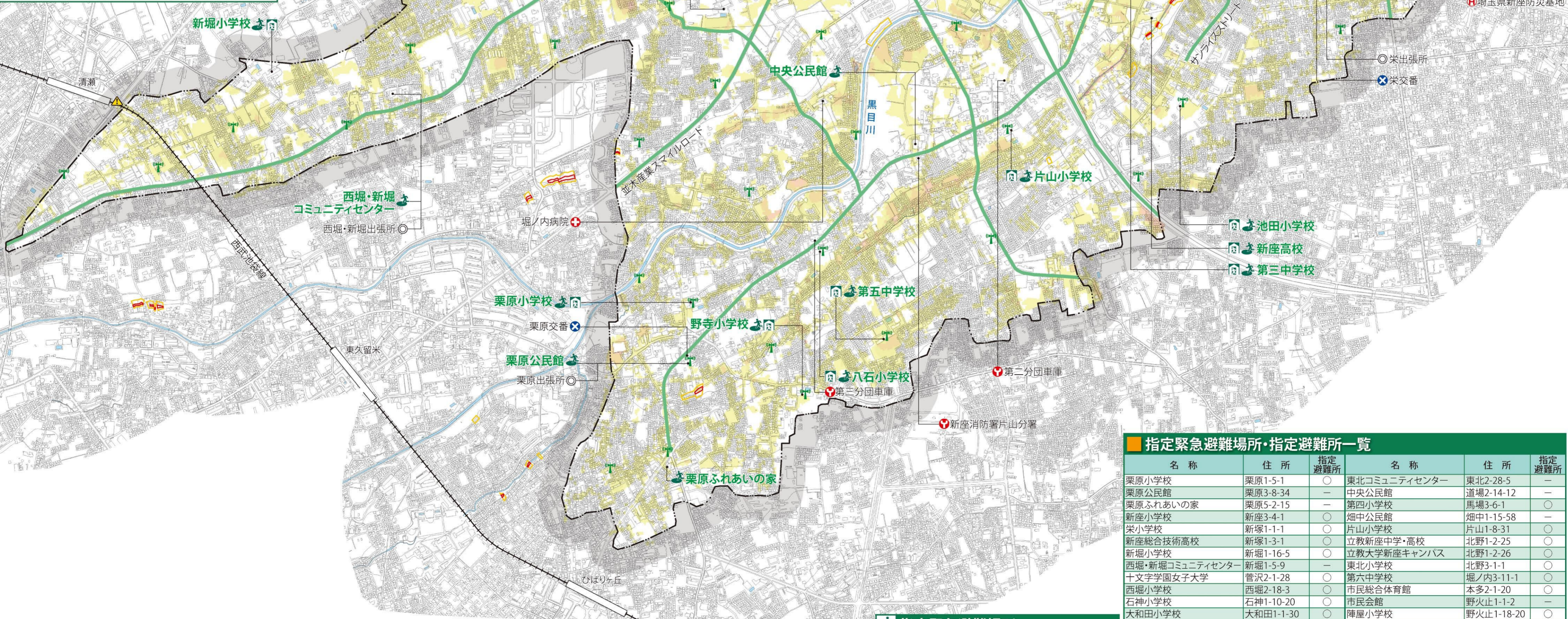
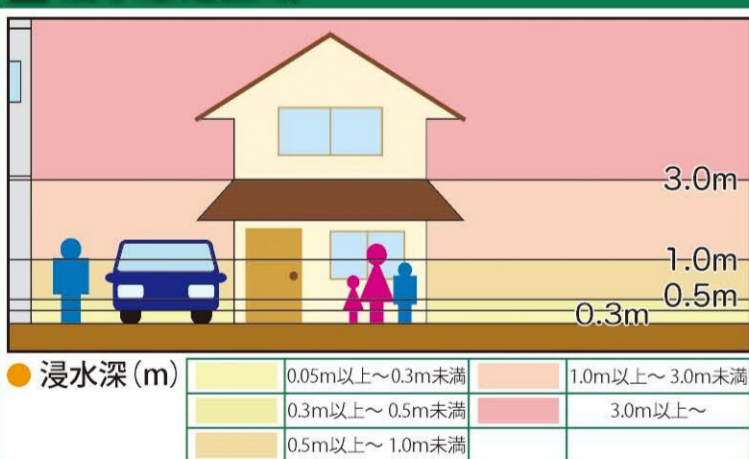
表記	名称
	指定緊急避難場所
	指定避難所
	市役所
	消防署・消防団分団車庫
	警察（警察署・交番・駐在所）
	救急病院
	ヘリポート
	防災行政無線
	アンダーパス
	緊急輸送道路
	市界
	鉄道（JR）
	鉄道（私鉄）
	水

土砂災害警戒区域等

	土砂災害警戒区域（急傾斜）
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜）



浸水想定区域



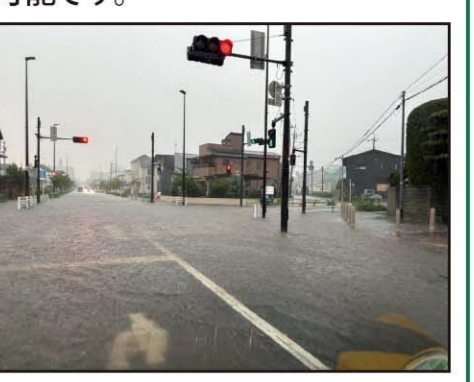
新座市における過去の浸水実績

過去に新座市で発生した浸水被害（浸水履歴）については、新座市役所本庁舎3階の危機管理室窓口や「新座市防災サイト」で閲覧が可能です。

新座市防災サイト



令和6年7月に発生した集中豪雨による道路冠水（新座市撮影）



指定緊急避難場所・指定避難所一覧

名称	住所	指定避難所	名称	住所	指定避難所
栗原小学校	栗原1-5-1	○	東北コミュニティセンター	東北2-28-5	○
栗原公民館	栗原3-8-34	—	中央公民館	道場2-14-12	—
栗原ふれあいの家	栗原5-2-15	—	第四中学校	馬場3-6-1	○
新座小学校	新座3-4-1	○	畑中公民館	畑中1-15-58	—
栄小学校	新座1-1-1	○	片山小学校	片山1-8-31	○
新座総合技術高校	新座1-3-1	○	立教新座中学・高校	北野1-2-25	○
新座小学校	新座1-16-5	○	立教大学新座キャンパス	北野1-2-26	○
西郷・新座コミュニティセンター	新座1-5-9	—	東北小学校	北野3-1-1	○
十文字学園女子大学	菅沢2-1-28	○	第六中学校	畑ノ内3-11-1	○
西郷小学校	西郷2-18-3	○	市民総合体育館	本多2-1-20	○
石神小学校	石神1-10-20	○	市民会館	野火止1-1-2	—
大和田小学校	大和田1-1-30	○	陣屋小学校	野火止1-18-20	○
新開小学校	大和田1-22-10	○	新座中学校	野火止2-4-1	○
大和田公民館	大和田1-26-16	—	野火止小学校	野火止4-9-1	○
新座柳瀬高校	大和田4-12-1	○	ふるさと新座館（野火止公民館）	野火止6-1-48	—
第四中学校	大和田4-17-1	○	東野小学校	野火止6-22-12	○
第三中学校	池田1-1-1	○	第二中学校	野火止7-17-10	○
新座高校	池田1-1-2	○	八石小学校	野火止7-8-45	○
池田小学校	池田4-8-49	○	第五中学校	野火止4-8-1	○
跡見学園女子大学	中野1-9-6	○	野寺小学校	野火止5-1-24	○
西武台高校	中野2-9-1	○			

洪水・土砂災害ハザードマップ

洪水・土砂災害ハザードマップもご確認ください。
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/r03kouzui-dosyaisagai-hazardmap.html>

要配慮者利用施設

要配慮者利用施設^(※)は、市のホームページにてご確認ください。
 ※保育園、学校、高齢者利用施設、障がい者利用施設、病院等

指定緊急避難場所

災害が差し迫った状況又は発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所です。

指定避難所

災害により避難した市民のみならず、その災害の危険性がなくなるまでの期間、滞在する施設です。

※内水ハザードマップは、被害状況に応じて避難場所を開設します。開設状況は、新座市防災サイトで確認してください。測量法に基づき国土地理院院長承認（使用）R7JH5782